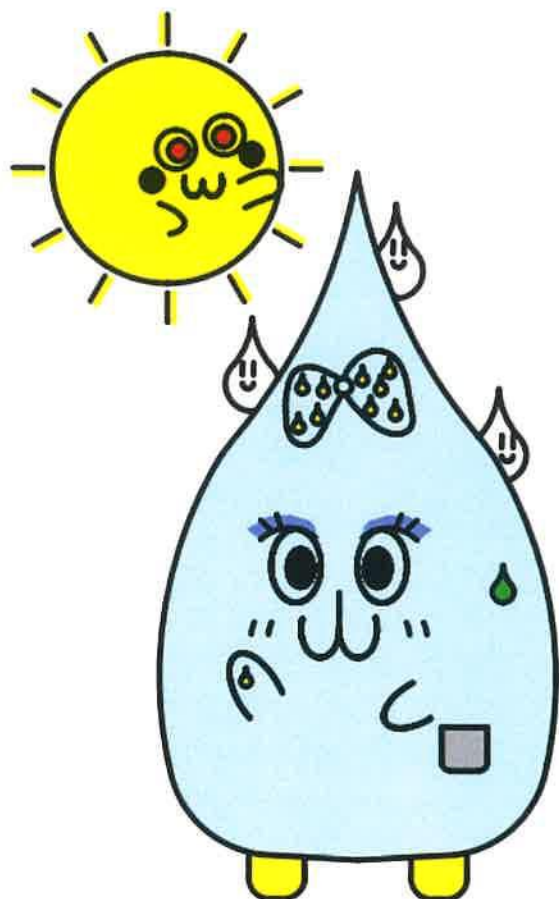


令和8年度

直方市水道事業 水質検査計画書



令和8年度直方市水道キャラクター
あまちゃんといかりん



直方市水道事業

電話(0949)25-2179

目次

○令和8年度 水質検査計画

- (1) 水質検査計画に関する基本方針 1
- (2) 水道事業の概要
- (3) 当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況
及び水質管理上の留意点 2
- (4) 水質検査を行う採水地点
- (5) 水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由
- (6) 臨時の水質検査および水質異常時の対応について 3
- (7) 水質検査の方法
- (8) 水質検査計画及び検査結果の公表方法
- (9) その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項
 - ・ 水質検査結果の評価
 - ・ 水質検査計画の見直しに関する事項
 - ・ 水質検査の精度と信頼性保証
 - ・ 関係者と連帯に関する事項
 - ・ 健康診断に関する事項
- (10) 法第20条第3項の規定により水質検査を
委託する場合における当該委託の内容 4
 - ・ 委託の範囲
 - ① 具体的な検査項目、頻度
 - ② 試料の採取及び運搬方法
 - ③ 臨時検査の取扱い
 - ・ 委託した検査の実施状況の確認方法

[別紙 1] 浄水について（採水検査項目時期等留意点）

打向配水池系

内ヶ磯配水池系

[別紙 2] 原水について（採水検査項目時期等留意点）

尾崎水源地 遠賀川表流水

尾崎水源地 浅井戸

尾崎浄水場 尾崎貯水池

内ヶ磯浄水場 福智山ダム

打向浄水場 力丸ダム

水道におけるクリプトスポリジウム等の対策指針におけるリスクレベルについて

〔別紙 3〕 水質異常時の対応について

〔図-1〕 水質検査(浄水、水質基準項目及び水質管理目標設定項目)を行う採水地点

〔図-2〕 浄水処理・配水フロー

表 1-1	《浄水》水質基準項目検査頻度
表 1-2	《浄水》水質管理目標設定項目検査頻度
表 1-3	《原水》水質基準項目検査頻度
表 1-4	《原水》水質管理目標設定項目検査頻度
表-2	水道におけるクリプトスポリジウム等の対策指針に基づくリスクレベル表
表-3	令和 4 年度・令和 5 年度 ・令和 6 年度 クリプトスポリジウム等、大腸菌及び嫌気性芽胞菌 結果集計表
表-4	令和 8 年度水質検査予定表
表-5	水道法第 4 条第 2 項の規定に基づく水質基準に関する省令に定める 52 項目表
表-6	水質管理目標設定項目表
表-7	令和 4 年度・令和 5 年度・令和 6 年度 水質検査集計表

令和 8 年度 直方市水道事業水質検査計画

(1) 水質検査計画に関する基本方針

安全な水道水の供給を目的とし、水質基準項目及び水質管理目標設定項目に基づき、水質検査を合理的、効率的かつ体系的、組織的に実施し、その検出状況を的確に把握、分析し水道水質管理の充実強化を図ることにより、将来にわたり水道水の安全性の確保等に万全を期すことを基本とした水質検査計画書を策定します。また、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた水道水の検査方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）等によって行います。なお、その他項目の検査は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

(2) 水道事業の概要

浄水場の概要

浄水場名	水源名	水源種類	認可水量 (m ³ / 日)	浄水処理方法	施設能力 (m ³ / 日)
尾崎水源地	遠賀川	表流水	4,000	急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理 後塩素処理 粉末活性炭 マンガン接触ろ過 多層ろ過	8,900
	取水井	浅井戸	5,000		
打向浄水場	力丸ダム	ダム直流	12,000	急速ろ過 前塩素処理 後塩素処理 マンガン接触ろ過	11,600
尾崎浄水場	尾崎貯水池	ダム直流	7,600	急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理 後塩素処理 粉末活性炭 マンガン接触ろ過 多層ろ過	7,400
内ヶ磯浄水場	福智山ダム	ダム直流	2,500	急速ろ過 前塩素処理 中間塩素処理 後塩素処理 マンガン接触ろ過	2,400

給水状況（令和6年度末現在）

給水人口	54,154 人
普及率	99.20 %
給水世帯	27,678 世帯
計画一日最大給水量	35,100 m ³
一日最大給水量	20,331 m ³
一日平均給水量	17,311 m ³

(3) 当該水道を巡る原水及び浄水の水質状況及び水質管理上の留意点

水源である尾崎貯水池で夏場を中心に藻類の発生が観測され、特定の藻類発生に伴い浄水で臭気物質である 2-メチルイソボルネオール・ジオスミンが検出されることがあります。そのため 2-メチルイソボルネオール・ジオスミンの検査を浄水で 7 月から 10 月にかけて行い水質の監視を行います。

(4) 水質検査を行う採水地点〔図-1〕

浄水で毎月の定期水質検査を配水池系ごとに 2 箇所で行い、尾崎水源地、尾崎浄水場及び内ヶ磯浄水場で原水検査を行っています。なお打向浄水場系の水源である力丸ダム原水の検査については、力丸ダム管理協定（北九州市・直方市）により、北九州市で検査を行い検査データの提供を受けます。

- ・ 浄水採水場所
 1. 打向配水池系 植木地区 給水栓
 2. 内ヶ磯配水池系 上頓野地区 給水栓

(5) 水質検査を行う項目、採水頻度及びその理由

浄水：厚生労働省令第 101 号（平成 15 年）、第 142 号（平成 15 年）及び第 135 号（平成 19 年）、第 174 号（平成 20 年）、第 18 号（平成 22 年）、第 11 号（平成 23 年）、第 15 号（平成 26 年）、第 29 号（平成 27 年）、第 38 号（令和 2 年）、環境省令第 19 号（令和 7 年）に定める基準項目並びに、水道法関連法令等に定める内容に従い設定しました。

（法令等に変更があったときは、最新の改定内容にて実施します。）

〔別紙-1〕, 表 1-1, 表 1-2, 表 5, 表 6

原水：厚生労働省令第101号（平成15年）、第142号（平成15年）及び第135号（平成19年）、第174号（平成20年）、第18号（平成22年）、第11号（平成23年）、第15号（平成26年）、第29号（平成27年）、第38号（令和2年）、環境省令第19号（令和7年）に定める基準項目、水道法関連法令等並びに「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」（平成19年）に定める内容に従い設定しました。（法令等に変更があったときは、最新の改定内容にて実施します。）

〔別紙-2〕, 〔表1-3〕, 〔表1-4〕, 〔表5〕, 〔表6〕

（6）臨時の水質検査および水質異常時の対応について

水質異常時の対応について〔別紙-3〕に、基づき対応します。

臨時の水質検査は、通知（健水発第1010001号）に準じて対応します。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- ⑥ その他特に必要と認められるとき

（7）水質検査の方法

定期及び臨時検査については、高い精度と信頼性を確保するため、水道G L P※の認定を取得している国土交通大臣及び環境大臣の登録検査機関に委託しています。

毎日検査の色、濁り、味、臭気、消毒の残留効果は直方市で行います。

※ 水道G L Pとは「水道水質検査優良試験所規範」の略で、検査や試験が正確かつ適正に行われていることを第三者機関が客観的に評価し認定する制度です。

（8）水質検査計画及び検査結果の公表方法

水質検査計画は毎事業年度の開始前に策定し、ホームページで公開しています。

直方市水道事業 水道施設課でも閲覧できるようにしています。

(9) その他水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

・ 水質検査結果の評価

検査結果の項目ごとに基準値と照合し分析評価を行い、水質変動等の状況把握に努めるとともに異常値が認められたときは、直ちに確認検査を行うなど所要の措置を講じます。

・ 水質検査計画の見直しに関する事項

原水、浄水中で周辺環境等の状況変化により、水質管理の上で留意すべき事象が生じ水質の変動等が認められる場合または、予測される場合は、状況変化に応じて検査項目、検査回数を見直しを行います。

水質検査計画の作成に当たっては、過去の水質状況を考慮し計画を作成しました。

・ 水質検査の精度と信頼性保証

水質検査の実施は、その精度管理、信頼性の保証が重要であり「判断の独立性」が求められるため、登録水質検査機関に委託するなど正確な検査結果を得られる実施体制としています。

・ 関係者と連帯に関する事項

水道水源汚染の監視のため、「遠賀川水系水質汚濁防止連絡協議会」、「遠賀川水系水道事業者連絡協議会」等関係機関および登録水質検査機関と常に連係を図り、汚染の早期発見に努めるとともに、事故があるときは直ちに適切な対策を講じます。

・ 健康診断に関する事項

浄水場で従事する職員は、水道法施行規則第 16 条に基づき検便を行っています。

水道法施行規則第 16 条ではおおむね 6 ヶ月ごとに 1 回とありますが、直方市では、年 6 回実施しています。

(10) 法第20条第3項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

・委託の範囲

① 具体的な検査項目、頻度

令和8年度 水質検査頻度表

表 1-1

,

表 1-2

,

表 1-3

,

表 1-4

令和8年度 水質検査予定表

表 4

各検査項目のセット内容については、

表 5

,

表 6

② 試料の採取及び運搬方法

検査予定表に従い、原水については、直方市の職員で採取を行い検査機関に受け渡しを行っています。

浄水については、検査機関が採取を行っています。

特に一般細菌・大腸菌・pH・味・臭気・色度及び濁度の項目については、試料を採取後、検査機関による試験開始までの時間は、告示法に従い 12 時間以内で実施されるようにしています。

採取及び運搬方法の詳細については、「定期(臨時)水質検査取扱要領」に必要な事項を定めています。

③ 臨時検査の取扱い

水質異常時の対応〔別紙-3〕に従い臨時及び緊急の水質検査依頼があった場合は、その都度検査機関と協議の上検査項目等を確認し、速やかな対応に努めています。尚、詳細については「定期(臨時)水質検査業務取扱要領」に必要な事項を定めています。

・委託した検査の実施状況の確認方法

水質検査機関には、検査結果の根拠となる資料（分析チャート等）をいつでも閲覧できる状況にし、分析が的確に実施されているか否かを確認するために「日常業務確認調査」の立ち入りを求めることができるようにしています。

また、水質検査の信頼確保のため水質検査機関には、外部及び内部精度管理の実施を義務付けています。

浄水について

打向配水池系

- * 打向配水池系から距離が遠く配水管の末端である植木地区の給水栓を代表して、浄水全 52 項目を水質が悪化すると考えられる夏場の 7 月に年 1 回検査を行い、その他の月は省略不可 9 項目について毎月検査を行います。
- * 消毒剤消毒副生成物 12 項目については、4 月、7 月、10 月、1 月の年 4 回検査を行います。
- * 過去 3 年間の検査結果で、水道法施行規則第 15 条第 1 項三―ハに示されている 29 項目のうち、カルシウム、マグネシウム等（硬度）・蒸発残留物・アルミニウム及びその化合物が基準値の 1/5 を上回っていたため、年 4 回検査を行います。
- * 令和 8 年度から新規基準項目となった PFOS 及び PFOA については、年 4 回（うち 1 回を全 52 項目に含む）検査を行います。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、夏場を中心に表流水の上流域や貯水池等で藻類の繁殖に伴い臭気物質の混入の可能性があるため、内ヶ磯配水池系と同様に 7 月から 10 月の年 4 回検査を行います。
- * より質の高い水道水の供給を目指すための目標との位置づけである、水質管理目標設定項目中のおいしい水等の 10 項目を 7 月に年 1 回検査を行います。

内ヶ磯配水池系

- * 内ヶ磯配水池系から距離が遠く配水管の末端である上頓野地区の給水栓を代表して、浄水全 52 項目を水質が悪化すると考えられる夏場の 8 月に年 1 回検査を行い、その他の月は省略不可 9 項目について毎月検査を行います。
 - * 消毒剤消毒副生成物 12 項目については、5 月、8 月、11 月、2 月の年 4 回検査を行います。
 - * 過去 3 年間の検査結果で、水道法施行規則第 15 条第 1 項三ーハに示されている 29 項目のうち、蒸発残留物・アルミニウム及びその化合物が基準値の 1/5 を上回っていたため、年 4 回検査を行います。また、カルシウム、マグネシウム等（硬度）については、過去に基準値の 1/5 を超えたことがあるため、年 4 回検査を行い監視していきます。
 - * 令和 8 年度から新規基準項目となった PFOS 及び PFOA については、年 4 回（うち 1 回を全 52 項目に含む）検査を行います。
 - * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、夏場を中心に表流水の上流域や貯水池等で藻類の繁殖に伴い臭気物質の混入の可能性があるので、打向配水池系と同様に 7 月から 10 月の年 4 回検査を行います。
 - * より質の高い水道水の供給を目指すための目標との位置づけである、水質管理目標設定項目中のおいしい水等の 10 項目を、8 月に年 1 回検査を行います。
- 各検査項目については、表 1-1、表 1-2、表 5、表 6 を参照ください。

原水について

※ 原水の状態は、日常業務として確認しています。通常とは異なる水質、色、濁り及び臭い等の異常を確認した場合は、状況に応じた臨時水質検査を行い原因究明していきま

尾崎水源地 遠賀川表流水

- * 原水全 41 項目を水質が悪化すると思われる時期の前半 6 月に検査を行います。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンは、表流水で原因藻類の繁殖が予想される 6 月に検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等は、6 月、1 月の年 2 回、検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌については、6 月、1 月の年 2 回検査を行い、汚染リスクに関する知見の収集に努めます。

尾崎水源地 浅井戸

- * 原水全 41 項目を水質が悪化すると思われる夏場の 8 月に検査を行います。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、地下水（浅井戸）で原因藻類の繁殖する可能性は低いと考えますが、全項目検査時の 8 月に検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等は 8 月に年 1 回、検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌については、8 月、2 月の年 2 回検査を行い、汚染リスクに関する知見の収集に努めます。

尾崎浄水場 尾崎貯水池

- * 尾崎貯水池は、遠賀川表流水を尾崎水源地の沈砂池を経由したものを水源としており、遠賀川表流水は 6 月に原水全 41 項目を検査し水質を監視しています。そのため、尾崎貯水池においては、原水全 41 項目を水質が悪化すると思われる時期の 8 月に検査します。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、尾崎貯水池で原因藻類の繁殖が予想される全項目検査時の 10 月に検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等は、5 月に年 1 回、検査を行います。

- * クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌については、5月、1月の年2回検査を行い、汚染リスクに関する知見の収集に努めます。

内ヶ磯浄水場 福智山ダム

- * 原水全41項目を水質が悪化すると思われる時期8月に行います。
- * 2-メチルイソボルネオール・ジェオスミンについては、ダムで原因藻類の繁殖が予想される全項目検査時の10月に検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等は、8月に年1回、検査を行います。
- * クリプトスポリジウム等の指標菌である大腸菌・嫌気性芽胞菌については、8月、2月の年2回検査を行い、汚染リスクに関する知見の収集に努めます。

打向浄水場 力丸ダム

- * 力丸ダムについては、北九州市で水質検査を実施しているため検査結果を北九州市より入手します。

水道におけるクリプトスポリジウム等の対策指針におけるリスクレベルについて

* 各水源におけるクリプトスポリジウム等の対策指針のリスクレベルについて、尾崎水源地取水井（浅井戸）は過去に指標菌が検出されておりリスクレベル 3、それ以外の 4つの水源は地表水を水道の原水としており、リスクレベル4であると判断しました。

- 各検査項目については、[表 1-3](#)、[表 1-4](#)、[表 5](#)、[表 6](#) を参照ください。
- クリプトスポリジウム等のリスクレベルについて [表 2](#) にまとめています。
- 令和 4 年度～令和 6 年度クリプトスポリジウム等の検査結果を、[表 3](#) にまとめています。

水質異常時の対応について

水質異常時の対応については、以下によるものとします。

1. 基準省令の 1. 一般細菌 2. 大腸菌 3. カドミウム及びその化合物 4. 水銀及びその化合物 5. セレン及びその化合物 6. 鉛及びその化合物 7. ヒ素及びその化合物
8. 六価クロム化合物 9. 亜硝酸態窒素 10. シアン化物イオン及び塩化シアン
11. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 12. フッ素及びその化合物 13. ホウ素及びその化合物
14. 四塩化炭素 15. 1,4-ジオキサン 16. シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン
17. ジクロロメタン 18. テトラクロロエチレン 19. トリクロロエチレン 20. PFOS及びPFOA 21. ベンゼン 22. 塩素酸
23. クロロ酢酸 24. クロロホルム 25. ジクロロ酢酸 26. ジブロモクロロメタン
27. 臭素酸 28. 総トリハロメタン 29. トリクロロ酢酸 30. ブロモジクロロメタン
31. ブロモホルム 32. ホルムアルデヒド の 31 項目についての事項

(1) 基準値超過が継続することが見込まれる場合の措置

基準値超過が継続することが見込まれ、人の健康を害するおそれがある場合には、取水及び給水の緊急停止措置を講じ、かつ、その旨を関係者に周知させる措置を講じます。具体的には次のような場合が考えられます。

イ. 水源又は取水若しくは導水の過程にある水が、浄水操作等により除去を期待するのが困難な病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき

ロ. 浄水場以降の過程にある水が、病原生物若しくは人の健康に影響を及ぼすおそれのある物質により汚染されているか、又はその疑いがあるとき

ハ. 塩素注入機の故障又は薬剤の欠如のために消毒が不可能となったとき

また、水源又は取水若しくは導水の過程にある水に次のような変化があり、給水栓水が水質基準値を超えるおそれがある場合には、直ちに取水を停止して水質検査を行うとともに、必要に応じて給水を停止します。

イ. 不明の原因によって色及び濁りに著しい変化が生じた場合

ロ. 臭気及び味に著しい変化が生じた場合

ハ. 魚が死んで多数浮上した場合

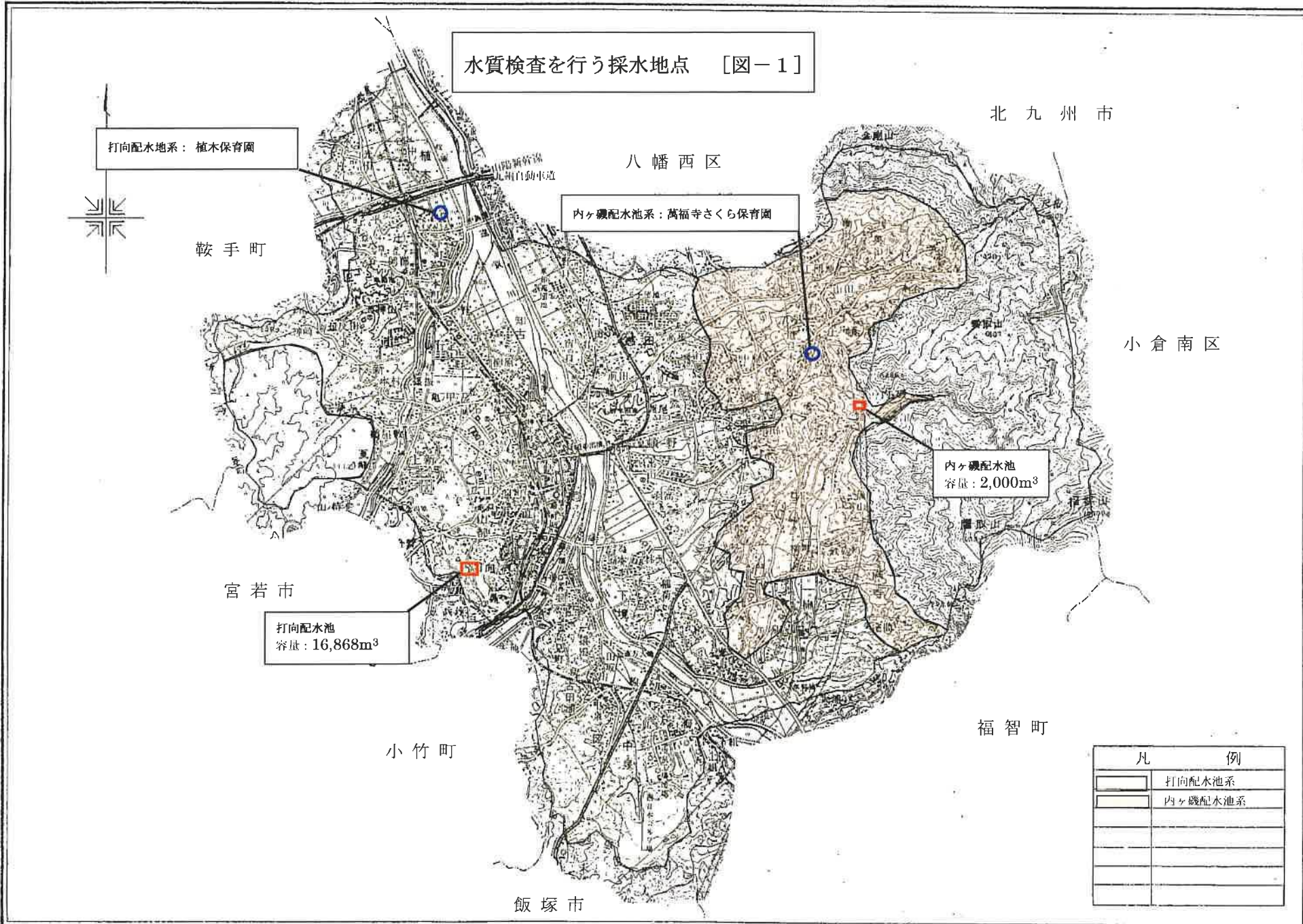
(2) 関係者への周知

水質に異常が発生したこと又はそのおそれが生じたことを、その水が供給される者又は使用する可能性のある者に周知するときは、ホームページ、SNS、広報車等を用いることにより緊急事態にふさわしい方法で対応します。

2. 基準省令の 33. 亜鉛及びその化合物 34. アルミニウム及びその化合物 35. 鉄及びその化合物 36. 銅及びその化合物 37. ナトリウム及びその化合物 38. マンガン及びその化合物 39. 塩化物イオン 40. カルシウム、マグネシウム等（硬度） 41. 蒸発残留物 42. 陰イオン界面活性剤 43. ジェオスミン 44. 2-メチルイソボルネオール 45. 非イオン界面活性剤 46. フェノール類 47. 有機物（全有機炭素（TOC）の量） 48. pH値 49. 味 50. 臭気 51. 色度 52. 濁度 の20項目についての事項

基準値を超過し、生活利用上又は施設管理上障害の生じるおそれのある場合は、直ちに原因究明を行い、必要に応じ当該項目に係る低減化対策を実施することにより、基準を満たす水質を確保するよう対応します。

水質検査を行う採水地点 [図-1]



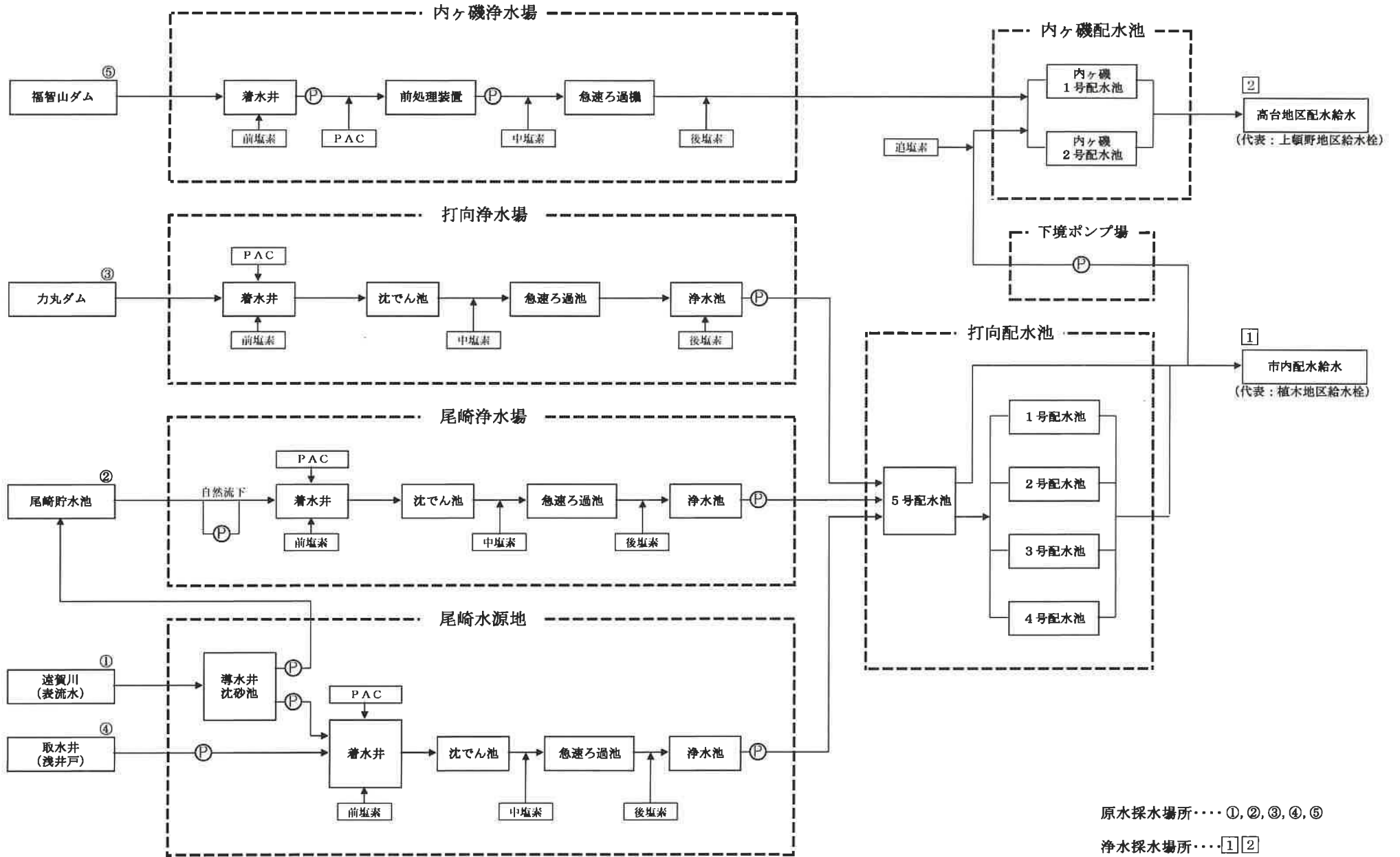


表 1-1

直方市水道事業

《 浄水 》 水質基準項目検査頻度

水質基準項目	基準値 (mg/L)	浄水全 52項目	省略不可 9項目	消毒剤・消毒副生成物 12項目	浄水施設の出口等で確認 できる22項目	過去の水質状況により 検査頻度が変わる29項目	年間検査回数	
							植木地区 打向配水池系 給水栓	上内ヶ磯配水池系 頓野地区 給水栓
一般細菌	100CFU/ml	○	○				12	12
大腸菌	不検出	○	○				12	12
カドミウム及びその化合物	0.003	○			○	○	1	1
水銀及びその化合物	0.0005	○			○	○	1	1
セレン及びその化合物	0.01	○			○	○	1	1
鉛及びその化合物	0.01	○				○	1	1
ヒ素及びその化合物	0.01	○			○	○	1	1
六価クロム化合物	0.02	○				○	1	1
亜硝酸態窒素	0.04	○			○	○	1	1
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	○		○			4	4
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	○			○	○	1	1
フッ素及びその化合物	0.8	○			○	○	1	1
ホウ素及びその化合物	1	○			○	○	1	1
四塩化炭素	0.002	○			○	○	1	1
1,4-ジオキサン	0.05	○			○	○	1	1
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	○			○	○	1	1
ジクロロメタン	0.02	○			○	○	1	1
テトラクロロエチレン	0.01	○			○	○	1	1
トリクロロエチレン	0.01	○			○	○	1	1
PFOA及びPFOA	0.00005	○			○	○	4	4
ベンゼン	0.01	○			○	○	1	1
塩素酸	0.6	○		○			4	4
クロロ酢酸	0.02	○		○			4	4
クロロホルム	0.06	○		○			4	4
ジクロロ酢酸	0.03	○		○			4	4
ジブロモクロロメタン	0.1	○		○			4	4
臭素酸	0.01	○		○			4	4
総トリハロメタン	0.1	○		○			4	4
トリクロロ酢酸	0.03	○		○			4	4
ブロモジクロロメタン	0.03	○		○			4	4
ブロモホルム	0.09	○		○			4	4
ホルムアルデヒド	0.08	○		○			4	4
亜鉛及びその化合物	1	○				○	1	1
アルミニウム及びその化合物	0.2	○				○	4	4
鉄及びその化合物	0.3	○				○	1	1
銅及びその化合物	1	○				○	1	1
ナトリウム及びその化合物	200	○			○	○	1	1
マンガン及びその化合物	0.05	○				○	1	1
塩化物イオン	200	○	○				12	12
カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300	○			○	○	4	4
蒸発残留物	500	○			○	○	4	4
陰イオン界面活性剤	0.2	○			○	○	1	1
ジェオスミン	0.00001	○					4	4
2-メチルイソボルネオール	0.00001	○					4	4
非イオン界面活性剤	0.02	○			○	○	1	1
フェノール類	0.005	○			○	○	1	1
有機物等（全有機炭素（TOC）の量）	3	○	○				12	12
pH値	5.8-8.6	○	○				12	12
味	異常でない	○	○				12	12
臭気	異常でない	○	○				12	12
色度	5度	○	○				12	12
濁度	2度	○	○				12	12

表 1 - 2

直方市水道事業

《 浄水 》 水質管理目標設定項目検査頻度

水質管理目標設定項目		目標値 (mg/L)	おいしい水等 目標10項目	年間検査回数	
				植木打向地区 配水池給水系 栓	上内ヶ野地区 配水池給水系 栓
アンチモン及びその化合物	0.02				
ウラン及びその化合物	0.002 (暫定)				
ニッケル及びその化合物	0.02				
1,2-ジクロロエタン	0.004				
トルエン	0.4				
フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08				
亜塩素酸	0.6				
二酸化塩素	0.6				
ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定)				
抱水クロラール	0.02 (暫定)				
農薬類					
残留塩素	1	○	1	1	
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10以上100以下	○	1*	1*	
マンガン及びその化合物	0.01	○	1*	1*	
遊離炭酸	20	○	1	1	
1,1,1-トリクロロエタン	0.3				
メチル-tert-ブチルエーテル	0.02				
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3	○	1	1	
臭気強度 (TON)	3	○	1	1	
蒸発残留物	30以上200以下	○	1*	1*	
濁度	1 度	○	1*	1*	
pH値	7.5 程度	○	1*	1*	
腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、 極力0に近づける	○	1	1	
従属栄養細菌	2000集落数/ml (暫定)				
1,1-ジクロロエチレン	0.1				
アルミニウム及びその化合物	0.1				

* 水質基準項目にて検査実施

表 1 - 3

直方市水道事業 《 原水 》水質基準項目検査頻度 水質基準項目	原水全41項目	省略不可9項目	その他原水の状況等を考慮すべき16項目	溶出・付加を考慮すべき6項目 水道用資機材・薬品からの	年間検査回数				
					尾崎水源地 遠賀川表流水	尾崎浄水場 尾崎貯水池	尾崎水源地 取水井茂井戸	内ヶ磯浄水場 福智山ダム	打向浄水場 カ丸ダム※
一般細菌	○	○			1	1	1	1	
大腸菌 (MPN法)	○	○			1	1	1	1	
カドミウム及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
水銀及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
セレン及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
鉛及びその化合物	○			○	1	1	1	1	
ヒ素及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
六価クロム化合物	○			○	1	1	1	1	
亜硝酸態窒素	○		○		1	1	1	1	
シアン化物イオン及び塩化シアン	○				1	1	1	1	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○		○		1	1	1	1	
フッ素及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
ホウ素及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
四塩化炭素	○				1	1	1	1	
1,4-ジオキサン	○				1	1	1	1	
1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	○				1	1	1	1	
ジクロロメタン	○				1	1	1	1	
テトラクロロエチレン	○				1	1	1	1	
トリクロロエチレン	○				1	1	1	1	
PFOS及びPFOA	○		○		1	1	1	1	
ベンゼン	○				1	1	1	1	
亜鉛及びその化合物	○			○	1	1	1	1	
アルミニウム及びその化合物	○			○	1	1	1	1	
鉄及びその化合物	○			○	1	1	1	1	
銅及びその化合物	○			○	1	1	1	1	
ナトリウム及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
マンガン及びその化合物	○		○		1	1	1	1	
塩化物イオン	○	○			1	1	1	1	
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	○		○		1	1	1	1	
蒸発残留物	○		○		1	1	1	1	
陰イオン界面活性剤	○		○		1	1	1	1	
ジェオスミン	○				1	1	1	1	
2-メチルイソボルネオール	○				1	1	1	1	
非イオン界面活性剤	○		○		1	1	1	1	
フェノール類	○		○		1	1	1	1	
有機物等 (全有機炭素(TOC)の量)	○	○			1	1	1	1	
pH値	○	○			1	1	1	1	
味	○	○							
臭気	○	○			1	1	1	1	
色度	○	○			1	1	1	1	
濁度	○	○			1	1	1	1	

※ 宮若市のカ丸ダムより天王寺池分岐点まで北九州市と供用管で導水しているため北九州市上下水道局に検査を依頼し結果の提供を受けます。

表 1 - 4

直方市水道事業

《 原水 》 クリプトスポリジウム等 検査頻度

項 目	年 間 検 査 回 数				
	尾崎水源 地 遼賀川 表流水	尾崎浄水場 尾崎貯水池	尾崎水源 地 取水井 浅井戸	内ヶ磯浄水場 福智山ダム	打向浄水場 力丸ダム※
クリプトスポリジウム等	2	1	1	1	
大腸菌（クリプトスポリジウム等 指標菌）	2	2	2	2	
嫌気性芽胞菌（クリプトスポリジウム等 指標菌）	2	2	2	2	

※ 宮若市の力丸ダムより天王寺池分岐点まで北九州市と供用管で導水しているため
北九州市上下水道局に検査を依頼し結果の提供を受けます。

表-2

水道におけるクリプトスポリジウム等の対策指針に基づくリスクレベル

浄水場名	水源名	原水の種類	主な浄水処理方法	指標菌検出の有無	リスクレベル	備考
尾崎水源地	遠賀川表流水	表流水	急速ろ過	有	4	指標菌年2回 クリプト年2回
尾崎水源地	取水井	浅井戸		有	3	指標菌年2回 クリプト年1回
打向浄水場	遠賀川水系八木山川力丸ダム	ダム直流	急速ろ過	有	4	北九州市 上下水道局で管理
尾崎浄水場	遠賀川水系遠賀川尾崎貯水池	ダム直流	急速ろ過	有	4	指標菌年2回 クリプト年1回
内ヶ磯浄水場	遠賀川水福地川福智山ダム	ダム直流	急速ろ過	有	4	指標菌年2回 クリプト年1回

表-3 (1)

直方市水道事業

「クリプトスポリジウム等、大腸菌及び嫌気性芽胞菌」検査 結果集計表

尾崎水源地 遠賀川 表流水

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌			28							130		
大腸菌			検出							検出		
クリプトスポリジウム			0							0		
ジアルジア			0							0		

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌			88							64		
大腸菌			検出							検出		
クリプトスポリジウム			0							0		
ジアルジア			0							0		

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌			42							150		
大腸菌			検出							検出		
クリプトスポリジウム			0							0		
ジアルジア			0							0		

表-3 (3)

内ヶ磯浄水場 福智山ダム

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌							2				2	
大腸菌							検出				不検出	
クリプトスポリジウム							0					
ジアルジア							0					

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌					0						2	
大腸菌					不検出						検出	
クリプトスポリジウム					0							
ジアルジア					0							

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌					0						0	
大腸菌					不検出						不検出	
クリプトスポリジウム					0							
ジアルジア					0							

表-3 (4)

尾崎水源地 取水井 浅井戸

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌					47						6	
大腸菌					検出						不検出	
クリプトスポリジウム					0							
ジアルジア					0							

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌					34						14	
大腸菌					検出						検出	
クリプトスポリジウム					0							
ジアルジア					0							

令和6年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
嫌気性芽胞菌					470						6	
大腸菌					不検出						不検出	
クリプトスポリジウム					0							
ジアルジア					0							

令和8年度 水質検査予定表

表-4 (1)

No.1

検査箇所名		検査月	4月	5月	6月	7月
原 水	尾崎水源地 遠賀川 表流水				原水全41項目 クリプトスポリジウム 大腸菌・嫌気性芽胞菌	
	尾崎水源地 取水井 浅井戸					
	尾崎浄水場 尾崎貯水池			クリプトスポリジウム 大腸菌・嫌気性芽胞菌		
	内ヶ磯浄水場 福智山ダム					
	打向浄水場 カ丸ダム	北九州市上下水道局のデータ使用				
浄 水	打向配水池系 植木地区 給水栓		省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物 アルミニウム PFOS及びPFOA	省略不可9項目	省略不可9項目	浄水全52項目 おいしい水等の目標10項目
	内ヶ磯配水池系 上頓野地区 給水栓		省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物 アルミニウム PFOS及びPFOA	省略不可9項目	省略不可9項目 2-MIB・ジオキソシン
検 便			9名(赤痢・チフス・パラチフスA)		9名(赤痢・チフス・パラチフスA サトウ・O157)	9名(赤痢・チフス・パラチフスA サトウ・O157)

検査箇所名		検査月	8月	9月	10月	11月
原 水	尾崎水源地 遠賀川 表流水					
	尾崎水源地 取水井 浅井戸		原水全41項目 クリプトスポリジウム 大腸菌・嫌気性芽胞菌			
	尾崎浄水場 尾崎貯水池		原水全41項目			
	内ヶ磯浄水場 福智山ダム		原水全41項目 クリプトスポリジウム 大腸菌・嫌気性芽胞菌			
	打向浄水場 カ丸ダム	北九州市上下水道局のデータ使用				
浄 水	打向配水池系 植木地区 給水栓		省略不可9項目 2-MIB・ジオキソシン	省略不可9項目 2-MIB・ジオキソシン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物 アルミニウム 2-MIB・ジオキソシン PFOS及びPFOA	省略不可9項目
	内ヶ磯配水池系 上頓野地区 給水栓		浄水全52項目 おいしい水等の目標10項目	省略不可9項目 2-MIB・ジオキソシン	省略不可9項目 2-MIB・ジオキソシン	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物 アルミニウム PFOS及びPFOA
検 便			9名(赤痢・チフス・パラチフスA サトウ・O157)		9名(赤痢・チフス・パラチフスA)	

令和8年度 水質検査予定表

表-4 (2)

No2

検査箇所名		検査月	12月	1月	2月	3月
原水	尾崎水源地 遠賀川 表流水			クリプトスポリジウム 大腸菌・嫌気性芽胞菌		
	尾崎水源地 取水井 浅井戸				大腸菌・嫌気性芽胞菌	
	尾崎浄水場 尾崎貯水池			大腸菌・嫌気性芽胞菌		
	内ヶ磯浄水場 福智山ダム				大腸菌・嫌気性芽胞菌	
	打向浄水場 力丸ダム	北九州市上下水道局のデータ使用				
浄水	打向配水池系 植木地区 給水栓	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物 アルミニウム PFOS及びPFOA	省略不可9項目	省略不可9項目	
	内ヶ磯配水池系 上頓野地区 給水栓	省略不可9項目	省略不可9項目	省略不可9項目 消毒副生成物12項目 硬度・蒸発残留物 アルミニウム PFOS及びPFOA	省略不可9項目	
検便			9名(赤痢・チフス・パラチフス)			

水道法水質基準 5 2 項目検査セット表

項 目	セ ッ ト 項 目			
一般細菌				省略不可 9 項目
大腸菌				
塩化物イオン				
有機物（全有機炭素(TOC)の量）				
pH値				
味				
臭気				
色度				
濁度				
クロロホルム	浄水全52項目	浄水50項目	原水全41項目	原水39項目
ジブロモクロロメタン				
ブロモジクロロメタン				
ブロモホルム				
総トリハロメタン				
クロロ酢酸				
トリクロロ酢酸				
ジクロロ酢酸				
ホルムアルデヒド				
臭素酸				
塩素酸				
シアン化物イオン及び塩化シアン				
1,4-ジオキサン 1)				
四塩化炭素 1)				
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン 1)				
ジクロロメタン 1)				
テトラクロロエチレン 1)				
トリクロロエチレン 1)				
ベンゼン 1)				
亜硝酸態窒素 1)				
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 1)				
カドミウム及びその化合物 1)				
水銀及びその化合物 1)				
セレン及びその化合物 1)				
ヒ素及びその化合物 1)				
フッ素及びその化合物 1)				
ホウ素及びその化合物 1)				
ナトリウム及びその化合物 1)				
カルシウム、マグネシウム等（硬度） 1)				
蒸発残留物 1)				
陰イオン界面活性剤 1)				
非イオン界面活性剤 1)				
フェノール類 1)				
PFOS及びPFOA 1)				
マンガン及びその化合物 1)				
鉛及びその化合物 1)				
六価クロム化合物 1)				
亜鉛及びその化合物 1)				
アルミニウム及びその化合物 1)				
鉄及びその化合物 1)				
銅及びその化合物 1)				
ジェオスミン				
2-メチルイソボルネオール				浄滞水を水源とする場合の考慮すべき 2 項目

1) 厚生労働省令第百四十二号〔平成15年〕の三へに指示されている 29 項目
 2) 原水全 41 項目及び原水 39 項目については、飲用対象外のため『味』は未実施

水質管理目標設定項目

項目	目標値	備考
アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、 0.02mg/L以下	※
ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、 0.002mg/L以下（暫定）	※
ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、 0.02mg/L以下	※
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	※
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	※
トルエン	0.4mg/L以下	※
1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	※
メチル-tert-ブチルエーテル	0.02mg/L以下	※
フタル酸ジ（2-エチルヘキシル）	0.08mg/L以下	※
二酸化塩素	0.6mg/L以下	未使用のため検査対象外
亜塩素酸	0.6mg/L以下	*
ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下（暫定）	*
抱水クロラール	0.02mg/L以下（暫定）	*
農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	
残留塩素	1mg/L以下	☆
カルシウム、マグネシウム（硬度）	10mg/L以上 100mg/L以下	☆
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 0.01mg/L以下	☆
遊離炭酸	20mg/L以下	☆
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L以下	☆
臭気強度（TON）	3以下	☆
蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	☆
濁度	1度以下	☆
pH値	7.5程度	☆
腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0 に近づける	☆
従属栄養細菌	2,000cfu/mL以下（暫定）	
アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	

※・・・水質管理目標設定 9 項目

*・・・水質管理目標設定（消毒副生成物）3 項目

☆・・・おいしい水等の目標 10 項目

令和4年～令和6年度 浄水及び原水 集計表

令和8年度水質検査計画の策定は、令和4年度から令和7年度の過去4年間の水質検査結果等を考慮し作成しています。

令和7年度の集計については、直方市水道事業 水道施設課にお問い合わせください。

原水全項目 実績表

直方市水道事業

内ヶ磯浄水場 福智山ダム

項 目	浄水での基準値 (mg/L)	R04	R05	R06	最大値
		10.1	8.17	8.8	
一般細菌	100CFU/mL以下	170	360	1500	1500
大腸菌(MPN)	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N.D	N.D	N.D	
水銀及びその化合物	0.0005以下	N.D	N.D	N.D	
セレン及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
鉛及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
ヒ素及びその化合物	0.01以下	N.D	0.001	N.D	0.001
六価クロム化合物	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
亜硝酸態窒素	0.04以下	N.D	N.D	0.008	0.008
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.7	0.5	0.5	0.7
フッ素及びその化合物	0.8以下	N.D	N.D	N.D	
ホウ素及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	
四塩化炭素	0.002以下	N.D	N.D	N.D	
1,4-ジオキサン	0.05以下	N.D	N.D	N.D	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	N.D	N.D	N.D	
ジクロロメタン	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
テトラクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
トリクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
ベンゼン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
亜鉛及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.10	0.84	0.65	0.84
鉄及びその化合物	0.3以下	0.10	0.07	0.04	0.1
銅及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	
ナトリウム及びその化合物	200以下	6	6	6	6
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.036	0.042	0.036	0.042
塩化物イオン	200以下	7.5	8.6	9.5	9.5
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	24	25	30	30
蒸発残留物	500以下	54	78	78	78
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N.D	N.D	N.D	
ジェオスミン	0.00001以下	0.000003	N.D	N.D	0.000003
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	N.D	N.D	N.D	
非イオン界面活性剤	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
フェノール類	0.005以下	N.D	N.D	N.D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	1.6	1.7	1.3	1.7
pH値	5.8-8.6	7.3	7.4	6.9	7.200
味	異常でない	—	—	—	
臭気	異常でない	藻臭	藻臭	藻臭	
色度	5度以下	7	4	4	7
濁度	2度以下	1.9	4.6	2.5	4.6

N.D …… 検出限界値未満

* pHについては平均値

原水全項目 実績表

直方市水道事業

尾崎浄水場 尾崎貯水池

項 目	浄水での基準値 (mg/L)	R04	R05	R06	最大値
		10.13	8.17	8.27	
一般細菌	100CFU/mL以下	400	1300	3300	3300
大腸菌 (MPN)	検出されないこと	不検出	不検出	不検出	
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N.D	N.D	N.D	
水銀及びその化合物	0.0005以下	N.D	N.D	N.D	
セレン及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
鉛及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
ヒ素及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	0.001	0.001
六価クロム化合物	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
亜硝酸態窒素	0.04以下	0.007	0.033	0.080	0.08
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.6	0.4	0.5	0.6
フッ素及びその化合物	0.8以下	0.10	0.10	0.11	0.11
ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.04	0.04	0.04	0.04
四塩化炭素	0.002以下	N.D	N.D	N.D	
1,4-ジオキサン	0.05以下	N.D	N.D	N.D	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	N.D	N.D	N.D	
ジクロロメタン	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
テトラクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
トリクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
ベンゼン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
亜鉛及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.31	0.10	0.16	0.31
鉄及びその化合物	0.3以下	0.08	0.06	0.07	0.08
銅及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	
ナトリウム及びその化合物	200以下	18	17	20	20
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.055	0.095	0.084	0.095
塩化物イオン	200以下	10.5	9.5	10.9	10.9
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	82	78	91	91
蒸発残留物	500以下	214	169	190	214
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N.D	N.D	N.D	
ジェオスミン	0.00001以下	0.000001	0.000003	0.000009	0.000009
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000005	0.000002	0.000004	0.000005
非イオン界面活性剤	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
フェノール類	0.005以下	N.D	N.D	N.D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	1.6	1.6	1.9	1.9
pH値	5.8-8.6	7.8	7.6	7.2	7.53
味	異常でない	—	—	—	
臭気	異常でない	藻臭	藻臭	藻臭	
色度	5度以下	6	8	7	8
濁度	2度以下	5.4	3.7	3.8	5.4

N.D …… 検出限界値未満

* pHについては平均値

原水全項目 実績表

直方市水道事業

尾崎水源地 遠賀川 表流水

項 目	浄水での基準値 (mg/L)	R04	R05	R06	最大値
		6.9	6.8	6.13	
一般細菌	100CFU/mL以下	4200	9400	2600	9400
大腸菌(MPN)	検出されないこと	110	1300	検出しない	1300
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N.D	N.D	N.D	
水銀及びその化合物	0.0005以下	N.D	N.D	N.D	
セレン及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
鉛及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001	0.001	0.001	0.001
六価クロム化合物	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
亜硝酸態窒素	0.04以下	0.054	0.056	0.019	0.056
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.3	0.9	0.6	1.3
フッ素及びその化合物	0.8以下	0.11	0.11	0.12	0.12
ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.04	0.05	0.05	0.05
四塩化炭素	0.002以下	N.D	N.D	N.D	
1,4-ジオキサン	0.05以下	N.D	N.D	N.D	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	N.D	N.D	N.D	
ジクロロメタン	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
テトラクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
トリクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
ベンゼン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
亜鉛及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.30	1.1	0.64	1.1
鉄及びその化合物	0.3以下	0.38	1.0	0.58	1
銅及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	
ナトリウム及びその化合物	200以下	22	22	23	23
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.14	0.10	0.17	0.17
塩化物イオン	200以下	14.2	11.3	13.5	14.2
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	91	94	99	99
蒸発残留物	500以下	240	230	224	240
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N.D	N.D	N.D	
ジェオスミン	0.00001以下	0.000004	0.000003	0.000002	0.000004
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000007	0.000001	0.000001	0.000007
非イオン界面活性剤	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
フェノール類	0.005以下	N.D	N.D	N.D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	3.9	2.4	3.0	3.9
pH値	5.8-8.6	7.7	7.4	7.4	7.50
味	異常でない	—	—	—	
臭気	異常でない	藻臭	藻臭	藻臭	
色度	5度以下	23	26	20	26
濁度	2度以下	14	19	9.9	19

N.D *** 検出限界値未満

* pHについては平均値

原水全項目 実績表

直方市水道事業

尾崎水源地 取水井 浅井戸

項 目	浄水での基準値 (mg/L)	RO4	RO5	RO6	最大値
		8.12	8.17	8.8	
一般細菌	100CFU/mL以下	540	560	1000	1000
大腸菌	検出されないこと	11	検出	不検出	11
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N.D	N.D	N.D	
水銀及びその化合物	0.0005以下	N.D	N.D	N.D	
セレン及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
鉛及びその化合物	0.01以下	0.001	0.002	0.005	0.005
ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.003	0.006	0.010	0.01
六価クロム化合物	0.02以下	N.D	0.003	0.005	0.005
亜硝酸態窒素	0.04以下	0.007	0.006	0.004	0.007
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.2	0.5	0.4	0.5
フッ素及びその化合物	0.8以下	0.27	0.28	0.29	0.29
ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.05	0.06	0.05	0.06
四塩化炭素	0.002以下	N.D	N.D	N.D	
1,4-ジオキサン	0.05以下	N.D	N.D	N.D	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	N.D	N.D	N.D	
ジクロロメタン	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
テトラクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
トリクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
ベンゼン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	
亜鉛及びその化合物	1.0以下	0.03	0.03	0.1	0.1
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.85	1.3	3	3
鉄及びその化合物	0.3以下	3.2	7.4	16.0	16
銅及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	0.01	0.01
ナトリウム及びその化合物	200以下	16	16	16	16
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.57	0.37	0.89	0.89
塩化物イオン	200以下	8.9	9.7	9.2	9.7
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	112	125	120	125
蒸発残留物	500以下	289	226	263	289
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N.D	N.D	N.D	
ジェオスミン	0.00001以下	N.D	N.D	N.D	
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	N.D	N.D	N.D	
非イオン界面活性剤	0.02以下	N.D	N.D	N.D	
フェノール類	0.005以下	N.D	N.D	N.D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	1	0.8	0.8	1.0
pH値	5.8-8.6	6.9	6.9	6.9	6.9
味	異常でない	—	—	—	
臭気	異常でない	異常なし	異常なし	藻臭	
色度	5度以下	38	96	48	96
濁度	2度以下	24	64	34	64

N.D *** 検出限界値未満

* pHについては平均値

原水全項目 実績表

北九州市上下水道局

穴生浄水場 力丸原水

項目	浄水での基準値 (mg/L)	R04				R05				R06				最大値
		5.18	8.17	11.9	2.8	6.14	9.6	12.6	3.6	4.10	7.17	10.16	1.15	
一般細菌	100CFU/mL以下	100	320	170	21	93	290	140	57	240	500	230	420	500
大腸菌(MPN)	検出されないこと	<1	4	4	<1	5	1	5	<1	2	24	1	3	24
カドミウム及びその化合物	0.003以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
水銀及びその化合物	0.0005以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
セレン及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
鉛及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	0.003	N.D	N.D	0.003	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.003
ヒ素及びその化合物	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.001	0.001
六価クロム化合物	0.02以下	N.D	N.D	0.001	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.002	0.002
亜硝酸態窒素	0.04以下	N.D	0.045	N.D	N.D	N.D	N.D	0.015	0.005	N.D	0.054	N.D	N.D	0.054
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	0.59	0.39	0.89	0.81	0.87	0.70	0.38	0.76	0.93	0.52	0.73	0.98	0.98
フッ素及びその化合物	0.8以下	N.D	0.05	0.05	0.05	0.07	0.05	0.06	0.06	N.D	0.05	0.05	0.04	0.07
ホウ素及びその化合物	1.0以下	0.010	0.010	0.012	0.010	0.009	0.011	0.011	0.010	0.009	0.009	0.012	0.010	0.012
四塩化炭素	0.002以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
1,4-ジオキサン	0.05以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ジクロロメタン	0.02以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
テトラクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
トリクロロエチレン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ベンゼン	0.01以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
亜鉛及びその化合物	1.0以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	0.008	N.D	N.D	0.008
アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.02	0.036	0.13	0.017	0.048	0.043	0.087	0.065	0.04	0.084	0.04	0.58	0.58
鉄及びその化合物	0.3以下	0.02	0.08	0.2	0.04	0.06	0.06	0.12	0.10	0.04	0.14	0.08	0.81	0.81
銅及びその化合物	1.0以下	0.003	0.001	0.055	0.001	0.002	0.042	0.003	0.001	0.003	0.002	0.002	0.003	0.055
ナトリウム及びその化合物	200以下	7	7	6	7	6	5	8	7	7	6	6	6	8
マンガン及びその化合物	0.05以下	0.008	0.18	0.062	0.006	0.028	0.038	0.12	0.16	0.014	0.19	0.023	0.72	0.72
塩化物イオン	200以下	8	8	7	9	9	6	8	10	9	8	7	7	10
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300以下	64	70	59	64	56	43	70	70	64	61	55	55	70
蒸発残留物	500以下	94	100	96	94	83	72	103	100	87	92	88	120	120
陰イオン界面活性剤	0.2以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
ジェオスミン	0.00001以下	0.000001	0.000002	N.D	0.000003	N.D	N.D	N.D	0.000002	N.D	N.D	N.D	0.000001	0.000003
2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	N.D	0.000010	0.000001	N.D	N.D	0.000004	N.D	N.D	N.D	0.000001	0.000003	N.D	0.00001
非イオン界面活性剤	0.02以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
フェノール類	0.005以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3以下	1.1	1.7	1.7	1.4	1.6	1.7	1.5	1.2	1.1	1.6	1.7	1.9	1.9
pH値	5.8-8.6	7.4	7.2	7.4	7.6	7.2	6.9	7.4	7.4	7.4	6.9	7.0	7.4	7.29
味	異常でない													
臭気	異常でない	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	藻臭	異常なし	藻臭	
色度	5度以下	2.7	5.5	6.1	3.6	6.8	6.9	6.8	6.4	3.2	5.6	4.3	29	29
濁度	2度以下	0.9	2.2	3.6	1.1	2.1	1.4	5.2	3.6	1.2	3.5	1.2	22	22

N.D ... 検出限界値未満

* pHについては平均値

浄水全項目 実績表

直方市水道事業

打向配水池系 植木地区給水栓

項目	基準値 (mg/L)	R04				R05				R06				1/2	1/5	1/10	最大値	備考
		4.18	7.22	10.13	1.12	4.13	7.13	10.12	1.11	4.18	7.11	10.10	1.16					
一般細菌	100 CFU/mL以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	省略不可項目
大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない					省略不可項目
カドミウム及びその化合物	0.003 以下		N.D								N.D							
水銀及びその化合物	0.0005 以下		N.D								N.D							
セレン及びその化合物	0.01 以下		N.D								N.D							
鉛及びその化合物	0.01 以下		N.D								N.D							
ヒ素及びその化合物	0.01 以下		N.D								N.D							
六価クロム化合物	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	N.D						N.D							
亜硝酸態窒素	0.04 以下		N.D								N.D							
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D					省略不可項目
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		1.1								0.6					○	1.1	
フッ素及びその化合物	0.8 以下		N.D								N.D							
ホウ素及びその化合物	1 以下		0.04								0.02						0.04	
四塩化炭素	0.002 以下		N.D								N.D							
1,4-ジオキサン	0.05 以下		N.D								N.D							
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		N.D								N.D							
ジクロロメタン	0.02 以下		N.D								N.D							
テトラクロロエチレン	0.01 以下		N.D								N.D							
トリクロロエチレン	0.01 以下		N.D								N.D							
ベンゼン	0.01 以下		N.D								N.D							
塩素酸	0.6 以下	0.14	0.56	0.24	0.12	0.1	0.28	0.39	0.18	0.09	0.27	0.31	0.11	○	○	○	0.56	省略不可項目
クロロ酢酸	0.02 以下	N.D	0.002	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D				0.002	省略不可項目
クロロホルム	0.06 以下	0.021	0.039	0.031	0.015	0.023	0.032	0.026	0.013	0.020	0.039	0.040	0.014	○	○	○	0.04	省略不可項目
ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.009	0.027	0.013	0.007	0.01	0.013	0.009	0.004	0.005	0.015	0.014	0.005	○	○	○	0.027	省略不可項目
ジブロモクロロメタン	0.1 以下	0.004	0.002	0.006	0.003	0.004	0.003	0.005	0.004	0.004	0.003	0.005	0.004				0.006	省略不可項目
臭素酸	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D					省略不可項目
総トリハロメタン	0.1 以下	0.034	0.051	0.05	0.026	0.038	0.046	0.044	0.025	0.034	0.055	0.060	0.026	○	○	○	0.06	省略不可項目
トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.013	0.030	0.013	0.008	0.011	0.012	0.012	0.007	0.009	0.015	0.014	0.006	○	○	○	0.03	省略不可項目
ブロモジクロロメタン	0.03 以下	0.009	0.010	0.013	0.008	0.011	0.011	0.013	0.008	0.01	0.013	0.015	0.008		○	○	0.015	省略不可項目
ブロモホルム	0.09 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D					省略不可項目
ホルムアルデヒド	0.08 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D					省略不可項目
亜鉛及びその化合物	1 以下		0.01						N.D								0.01	
アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.05	0.03	0.05	0.02	0.05	0.04	0.06	0.03	0.04	0.08	0.10	0.05		○	○	0.1	
鉄及びその化合物	0.3 以下		N.D								N.D							
銅及びその化合物	1 以下		N.D								N.D							
ナトリウム及びその化合物	200 以下		20								13						20	
マンガン及びその化合物	0.05 以下		N.D								N.D							
塩化物イオン	200 以下	17.8	21.0	14.8	18.6	16.7	13.3	14.3	19.6	13.9	15.5	16.5	18.3			○	21	省略不可項目
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	87	81	84	91	90	64	82	102	84	76	79	93		○	○	102	
蒸発残留物	500 以下	189	236	238	209	179	139	172	212	159	135	158	227		○	○	238	
陰イオン界面活性剤	0.2 以下		N.D								N.D							
ジェオスミン	0.00001 以下		0.000004	0.000002					0.000001	0.000002					○	○	0.000004	
2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		N.D	0.000003					0.000003	0.000003					○	○	0.000003	
非イオン界面活性剤	0.02 以下		N.D								N.D							
フェノール類	0.005 以下		N.D								N.D							
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	1.2	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2	1.1			○	1.2	省略不可項目
pH値	5.8-8.6	7.4	7.0	7.4	7.4	7.6	7.3	7.3	7.5	7.4	7.5	7.4	7.4				7.38	平均値 省略不可項目
味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					省略不可項目
臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					省略不可項目
色度	5 度以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D					省略不可項目
濁度	2 度以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D					省略不可項目

N.D …… 検出限界値未満

浄水全項目 実績表

直方市水道事業

内ヶ磯配水池系 上頓野地区給水栓

項目	基準値 (mg/L)	R04				R05				R06				1/2	1/5	1/10	最大値	備考
		5.19	8.12	11.17	2.9	5.18	8.17	11.9	2.8	5.18	8.8	11.14	2.13					
一般細菌	100 cfu/ml以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	省略不可項目
大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない	検出しない					省略不可項目
カドミウム及びその化合物	0.003 以下		N.D				N.D				N.D							
水銀及びその化合物	0.0005 以下		N.D				N.D				N.D							
セレン及びその化合物	0.01 以下		N.D				N.D				N.D							
鉛及びその化合物	0.01 以下		N.D				N.D				N.D							
ヒ素及びその化合物	0.01 以下		N.D				N.D				N.D							
六価クロム化合物	0.02 以下	N.D	N.D	N.D	N.D		N.D				N.D							
亜硝酸態窒素	0.04 以下		N.D				N.D				N.D							
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D					省略不可項目
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下		0.4				0.5				0.5						0.5	
フッ素及びその化合物	0.8 以下		0.08				N.D				N.D						0.08	
ホウ素及びその化合物	1 以下		0.02				N.D				N.D						0.02	
四塩化炭素	0.002 以下		N.D				N.D				N.D							
1,4-ジオキサン	0.05 以下		N.D				N.D				N.D							
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下		N.D				N.D				N.D							
ジクロロメタン	0.02 以下		N.D				N.D				N.D							
テトラクロロエチレン	0.01 以下		N.D				N.D				N.D							
トリクロロエチレン	0.01 以下		N.D				N.D				N.D							
ベンゼン	0.01 以下		N.D				N.D				N.D							
塩素酸	0.6 以下	0.21	0.23	0.11	0.07	0.12	0.23	0.10	N.D	0.07	0.22	0.10	N.D		○	○	0.23	省略不可項目
クロロ酢酸	0.02 以下	N.D	0.002	N.D	N.D	N.D	0.002	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D				0.002	省略不可項目
クロロホルム	0.06 以下	0.022	0.049	0.036	0.017	0.03	0.038	0.029	0.016	0.018	0.026	0.022	0.016	○	○	○	0.049	省略不可項目
ジクロロ酢酸	0.03 以下	0.010	0.018	0.011	0.006	0.011	0.016	0.013	0.007	0.005	0.010	0.011	0.005	○	○	○	0.018	省略不可項目
ジブromクロロメタン	0.1 以下	0.003	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002	0.004				0.004	省略不可項目
臭素酸	0.01 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D					省略不可項目
総トリハロメタン	0.1 以下	0.034	0.067	0.053	0.029	0.044	0.053	0.044	0.028	0.028	0.038	0.033	0.029	○	○	○	0.067	省略不可項目
トリクロロ酢酸	0.03 以下	0.011	0.020	0.015	0.008	0.016	0.017	0.017	0.008	0.011	0.014	0.013	0.007	○	○	○	0.02	省略不可項目
ブromジクロロメタン	0.03 以下	0.009	0.014	0.013	0.009	0.011	0.012	0.012	0.009	0.008	0.010	0.009	0.009		○	○	0.014	省略不可項目
ブromホルム	0.09 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D					省略不可項目
ホルムアルデヒド	0.08 以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D					省略不可項目
亜鉛及びその化合物	1 以下		N.D				N.D				N.D							
アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	0.04	0.09	0.03	N.D	0.03	0.04	0.03	N.D	0.01	0.02	0.02	0.02		○	○	0.09	
鉄及びその化合物	0.3 以下		N.D				N.D				N.D							
銅及びその化合物	1 以下		N.D				N.D				N.D							
ナトリウム及びその化合物	200 以下		15				11				9						15	
マンガン及びその化合物	0.05 以下		N.D				N.D				N.D							
塩化物イオン	200 以下	15.3	15.6	12.8	14.8	15.4	13.2	12.8	14.3	13.8	15.0	11.5	14.2				15.6	省略不可項目
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	50	49	40	48	48	40	44	42	29	40	35	59			○	59	
蒸発残留物	500 以下	119	145	128	103	135	115	110	90	78	106	84	147		○	○	147	
陰イオン界面活性剤	0.2 以下		N.D				N.D				N.D							
ジェオスミン	0.00001 以下		0.000006				N.D				N.D			○	○	○	0.000006	
2-メチルイソボルネオール	0.00001 以下		0.000001				N.D				N.D						0.000001	
非イオン界面活性剤	0.02 以下		N.D				N.D				N.D							
フェノール類	0.005 以下		N.D				N.D				N.D							
有機物[全有機炭素(TOC)の量]	3 以下	0.8	1.4	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1	1	0.9	0.8	0.9	0.8		○	○	1.4	省略不可項目
pH値	5.8-8.6	7.5	7.5	7.4	7.0	7.4	7.3	7.4	7.1	6.8	7.2	7.4	7.4				7.28	平均値 省略不可項目
味	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					省略不可項目
臭気	異常でない	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし					省略不可項目
色度	5 度以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D					省略不可項目
濁度	2 度以下	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D	N.D					省略不可項目

N.D …… 検出限界値未満